

平成20年11月17日

中央環境審議会騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会中間報告(案)に対する意見の募集(パブリックコメント)について(お知らせ)

中央環境審議会騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会では、今後の自動車単体騒音低減対策について、[1]早急に実施すべき使用過程車の騒音低減対策として、マフラーの事前認証制度を導入すること、[2]今後検討すべき課題として、騒音規制手法の抜本的な見直しに着手することの2本を柱とする「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(中間報告)」(案)をとりまとめ、パブリックコメントを行うこととします。

中央環境審議会自動車単体騒音専門委員会では、11月14日、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(中間報告)」(案)をとりまとめました。この報告(案)については、広く国民の皆様から御意見をお聴きした上で報告をとりまとめ、騒音振動部会に報告することとなります。騒音振動部会では、その報告を受けて正式な答申を行うこととなります。このため、郵送、ファクシミリ及び電子メールにより、意見を募集(パブリック・コメント)いたします。

本報告(案)に御意見のある方は[御意見募集要領]に沿って、御提出下さい。なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

皆様からいただいた御意見を考慮し、自動車単体騒音専門委員会報告を最終的にとりまとめさせていただきます。

環境省では、本報告(案)を基に最終的に取りまとめられる答申を受け、今後とも、自動車単体騒音低減対策を推進していくこととしております。

添付資料

- [意見募集要領 \[PDF 68KB\]](#)
- [今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について\(中間報告\)\(案\)の概要 \[PDF 68KB\]](#)
- [今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について\(中間報告\)\(案\) \[PDF 146KB\]](#)

連絡先

環境省中央環境審議会
騒音振動部会
自動車単体騒音専門委員会事務局
環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室
直通電話: 03 - 5521 - 8296
代表電話: 03 - 3581 - 3351
室長 岩田 剛和(内線 6550)
室長補佐 多田 善隆(内線 6552)
担当 傳田 重弥(内線 6573)

[御意見募集要領]

1. 意見募集対象

中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（中間報告）」（案）

2. 募集期間

平成20年11月17日（月）～平成20年12月16日（火）必着

3. 提出方法

[意見提出用紙]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

- (1) 郵 送：下記 [意見提出用紙] の様式に従って提出して下さい。
- (2) ファクシミリ：下記 [意見提出用紙] の様式に従って提出して下さい。
- (3) 電子メール：下記 [意見提出用紙] の様式に従い、テキスト形式で送付して下さい（添付ファイルによる御提出は御遠慮願います。）。

なお、電話での御意見は受け付けかねますので、あらかじめ御了承下さい。

[意見提出用紙]

宛 先：中央環境審議会騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会 事務局
（環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）

氏名（会社名／部署名）：

住 所：〒

電 話 番 号：

F A X 番 号：

御 意 見：

<該当個所>（自動車単体騒音専門委員会 中間報告（案）中のページ数を明記して下さい。）

<意見内容>

4. 意見提出先

中央環境審議会騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会事務局（環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）あて

○郵 送 の 場 合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

- ファクシミリの場合 03-3593-1049
- 電子メールの場合 kanri-gijutsu@env. go. jp

- ※ なお、頂いた御意見については、御意見を活用させていただく観点から、住所、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性のあることを御承知おき下さい。
- ※ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

5. 資料の入手方法

- 本事務局において配布
 - 場所：東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階
 - 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室
- インターネットによる閲覧 環境省ホームページ <http://www. env. go. jp>